

年金定期預金「ふれあい500」

(2023年7月1日現在)

商品名		年金定期預金「ふれあい500」
ご利用いただけるお客様		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、対象となる年金を当金庫でお受け取りのお客様 ・対象となる年金のお受け取りを当金庫で新たに開始されるお客様 (年金の受給資格ができ、お受け取りの手続をされるお客様を含みます)
対象となる年金		<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金、厚生年金、共済年金、恩給
ご利用の条件		<p>・お申込みの際、以下の書類等をご提示いただくことで確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現在、対象となる年金を当金庫でお受け取りのお客様 年金受取口座通帳、カード ②対象となる年金のお受け取りを当金庫で新たに開始されるお客様 年金請求書、金融機関変更ハガキ等
期間		<ul style="list-style-type: none"> ・1年もの
種類		<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続
継続区分		<ul style="list-style-type: none"> ・利払式のみ
商品		<ul style="list-style-type: none"> ・一般／総合口座
預入(受入)	預入(受入)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入
	預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・100円以上500万円以下(総合口座は1万円以上) ※お1人様500万円を上限とさせていただきます。
	預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位
払戻(支払)方法		<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入日のスーパー定期1年もの金額階層別店頭表示金利+0.15%
	利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。
税金		<ul style="list-style-type: none"> ・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料		_____

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができません。 ・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利)。
満期前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・解約時預入期間が6ヵ月未満の場合 解約日の普通預金金利 ・解約時預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 解約する預金の約定金利の50%となります。 ただし、解約日の普通預金金利を下回るときは、解約日の普通預金金利とします。
満期日以後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・初回満期日以降も自動継続の都度、その満期日(継続日)時点の預入金額に応じたスーパー定期1年もの店頭表示金利に0.15%上乗せした金利を適用します。 ただし、満期日(継続日)に対象となる年金のお受け取りが確認できない場合は、満期日(継続日)にスーパー定期1年ものに自動継続し、自動継続後の適用金利は満期日(継続日)におけるスーパー定期1年もの金額階層別店頭表示金利を適用します。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる年金をお受け取りいただいている店舗、もしくは、お受け取りを開始される店舗のみでの取扱いとさせていただきます。(複数店舗での取扱いはできません) ・ポイントサービスの特典による定期預金金利上乗せの重複適用はありません。(京信ポイントサービスについては窓口までお問い合わせください。また、金利は店頭もしくは当金庫ホームページでご確認ください。) ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座をお持ちの場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。 ・金融情勢によっては、商品内容の変更もしくは、取扱いを中止する場合があります。